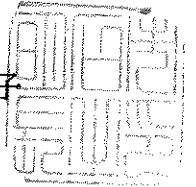


明 国 諮 第 1 号
2025年(令和7年)1月27日

明石市国民健康保険運営協議会
会長 片 山 貴 文 様

明石市長 丸 谷 聡 子



明石市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1 保険料率等の改正

- (1) 基礎賦課額（医療分）の保険料率等について、所得割の保険料率を6.96%、被保険者均等割額を30,330円、世帯別平等割額を20,520円とすること。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等について、所得割の保険料率を2.67%、被保険者均等割額を12,400円、世帯別平等割額を8,670円とすること。
- (3) 介護納付金賦課額の保険料率等について、所得割の保険料率を2.55%、被保険者均等割額を12,880円、世帯別平等割額を6,620円とすること。

2 賦課限度額の改正

基礎賦課限度額を66万円、後期高齢者支援金等賦課限度額を26万円とすること。

3 一部負担金の徴収猶予期間の改正

一部負担金の徴収猶予について、猶予期間を削除すること。

4 施行期日

令和7年4月1日